

事務連絡
令和4年5月24日

公益財団法人
日本関税協会 門司支部 御中

農林水産省
動物検疫所門司支所
検疫第3課長

コンテナ迷入犬等に係る注意喚起について（周知依頼）

日頃より、動物検疫業務に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

動物検疫所は、日本への狂犬病侵入を防ぐため、海外から輸入される犬等（犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク）を対象に、狂犬病予防法に基づいた輸入検疫を行っていますが、まれに、海外から船舶等で輸送されるコンテナ内に犬等が迷い込み（迷入して）、日本に到着してしまう場合があります。

このような犬等は、狂犬病にかかっている可能性を否定できず、慎重な対応が必要となることから、国際貨物のコンテナ内に犬等を発見した場合の注意点について、別添資料のとおり、関係者の皆様への周知をお願いします。

動物検疫所からのお知らせ

“**狂犬病**”は、かかった動物に咬まれて感染し、発症すると**ほぼ100%死亡する**おそろしい病気です。

日本では、1958年(昭和33年)以降、狂犬病の発生はありませんが、世界の多くの国では現在も発生しており、毎年5万人以上の方が亡くなっています。

日本は、海外から輸入される犬等(犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク)に厳しい条件を課して、狂犬病の侵入を防いでいますが、まれに、海外から船舶等で輸送されるコンテナに迷い込んで(迷入して)しまった犬等が、意図せず日本に到着してしまう場合があります。

このような犬等は、狂犬病にかかっている可能性を否定できず、万が一、咬まれてしまった場合には、直ちに狂犬病ワクチンを接種する等の処置が必要となります。

従業員の安全を確保するためにも、国際貨物のコンテナ内に犬等を見つけた場合は、以下に注意して御対応いただけますよう、関係者の皆様へ周知をお願いします。

コンテナへの犬等の迷入事例は、毎年、春から夏にかけて増える傾向があります。

CAUTION

国際貨物コンテナ内に迷入した犬等を見つけた場合は、

- ⚠ 触らない
- ⚠ すぐにコンテナの扉を閉める
- ⚠ 逃げてしまっても無理につかまえない
- ⚠ 直ちに最寄りの動物検疫所又は保健所へ連絡

<最寄りの動物検疫所、保健所の連絡先検索はこちらから>

動物検疫所



保健所

